



Title	17世紀オスマン朝-ヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序 [全文の要約]
Author(s)	末森, 晴賀
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第15530号
Issue Date	2023-03-23
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89477
Type	theses (doctoral - abstract of entire text)
Note	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。
Note(URL)	https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
File Information	Haruka_Suemori_summary.pdf



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：末森 晴賀

学位論文題目

17世紀オスマン朝－ヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序

前近代の地中海で恒常的に発生した「海賊」は、当時地中海周辺地域を二分していたオスマン朝とヨーロッパ諸国間における外交上の焦点の一つであった。本論文は、「海賊」をめぐるオスマン朝とヨーロッパ諸国間の取り決め、すなわち海上秩序を明らかにするものである。

オスマン朝－ヨーロッパ諸国間の「海賊」をめぐる海上秩序は、オスマン朝から諸外国に付与されたアフドナーメという外交文書の中で規定されていた。アフドナーメとは、オスマン朝が諸外国に対し和平や通商特権を保障した文書であり、そのうち通商特権の部分についてはヨーロッパ諸国の間でいわゆる「カピチュレーション」の名称で知られている。オスマン朝－ヨーロッパ間の海上秩序を扱った研究も、アフドナーメの「海賊」に関する規定の分析を中心に行われてきた。

ところが、17世紀頃を境にオスマン朝を相手とする地中海交易の主な担い手がヴェネツィアからフランスやイギリス、オランダといった西欧諸国に移っていったという通説を反映して、海上秩序に関する先行研究の関心も、16世紀まではヴェネツィアとの関係、17世紀以降は西欧諸国との関係に向けられている。そのため、現在明らかにされているオスマン朝－ヨーロッパ間の海上秩序像は、体系的でないうえに、西欧諸国中心に描かれている状況である。しかし、オスマン朝－ヨーロッパ関係史を振り返るならば、ヨーロッパ諸国間でオスマン朝と最も古くから交流のある国はヴェネツィアであり、ヴェネツィアに付与されたアフドナーメはその後西欧諸国に与えられたアフドナーメの手本として位置づけられていた。また、オスマン朝－ヴェネツィア関係にとって17世紀は、両国間で「海賊」をめぐる問題が高まり、海上秩序形成において新たな動きが見られた時期であった。

そこで、本論文では、17世紀オスマン朝－ヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序について分析した。「海賊」に関する規定が初めて登場したのは1482年のアフドナーメであり、1733年に付与された最後のアフドナーメに至るまで「海賊」の規定は繰り返し登場した。本論文では16世紀までの海上秩序に関する先行研究の成果をふまえて、18世紀前半までを対象時期として検討した。

また、これまでの研究ではアフドナーメの規定分析が中心であり、規定の適用については明らかにされていなかった。そのため、本論文では規定の分析に加えて、実際の「海

賊」案件における適用のあり方についても分析した。本論文の内容は、西洋諸国との関係も含むオスマン朝ーヨーロッパ間の海上秩序全体を明らかにすることにつながるものである。

本論文では 7 章から構成される。第 1 章では、オスマン朝ーヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序の形成過程を明らかにするため、15 世紀後半から 18 世紀前半にかけてオスマン朝からヴェネツィアに付与された全アフドナーメの「海賊」に関する規定や、17 世紀中盤より新たに付与され始めたマグリブ私掠船に関する外交文書の規定を時系列に沿って分析した。

第 2 章から第 4 章までは、オスマン朝君主から地方官に発せられた勅令やオスマン官人間で交わされた書簡から、ヴェネツィア人を掠奪したオスマン人「海賊」をめぐるオスマン朝・ヴェネツィア双方の対応や、アフドナーメ適用のあり方を時系列に沿って分析した。第 2 章はマグリブ私掠船をめぐるアフドナーメ上の規定に変化が現れた 16 世紀末から 17 世紀前半まで、第 3 章はマグリブ私掠船に関する問題がオスマン朝ーヴェネツィア間で深刻化し、新たな秩序形成の動きが見られた 17 世紀前半から後半まで、第 4 章はオスマン朝ーヨーロッパ関係の転機であるカルロヴィッツ条約（1699 年）前後の時期を扱った。

第 5 章では、アフドナーメの規定や実際の「海賊」対応における「海賊」の処罰に注目し、アフドナーメにもとづく「海賊」処罰と前近代オスマン朝の「刑法」を比較して、対外的なオスマン朝の「海賊」対応をオスマン朝統治制度の中に位置付けることを試みた。

ここまでの内容がヴェネツィア人の「海賊」被害を対象としているのに対し、第 6 章以降はオスマン人の「海賊」被害への対応を扱った。第 6 章では主にオスマン朝ーヴェネツィア間の交渉について、第 7 章ではオスマン朝国内の裁判所であるシャリーア法廷の役割について検討した。

以上を通して次のことが明らかになった。オスマン朝からヴェネツィアに付与された諸アフドナーメでは、ヴェネツィア人を掠奪したオスマン人「海賊」をめぐる対応のみが規定されており、オスマン人「海賊」はオスマン朝が取り締まり、オスマン人「海賊」に捕虜にされたヴェネツィア人は解放、掠奪品は返還されることになっていた。この原則は、オスマン朝が地中海に勢力を拡大した 16 世紀前半に確立した後、オスマン朝からヴェネツィアに最後のアフドナーメが付与された 18 世紀前半に至るまで踏襲された。そのようなアフドナーメの規定は実際の「海賊」対応においても守られ、オスマン朝中央政府を中心に対処されていた。その際、オスマン朝はヴェネツィアとの間に生じたオスマン人「海賊」の案件を「国内問題」として、オスマン朝の刑法に則る形で国内の「匪賊」と同様に「海賊」を処罰したのである。

一方で、オスマン人が受けた「海賊」被害については、アフドナーメの中に記載がないものの、オスマン朝の法廷で訴訟を行うか、あるいは法廷で事実確定後、オスマン朝

中央政府とヴェネツィア政府が交渉することにより解決が図られた。

ただし、そのようなオスマン朝を中心とした海上秩序は、オスマン朝からヴェネツィアにアフドナーメが付与され両国が友好関係にある時にのみ存在し得るものであった。両国が戦争状態にある間は、いわゆる「海賊」行為はあらゆる戦争行為の一種として正当化され、その中で被害者側は基本的に自力救済による解決を試みることになる。オスマン人が敵国であるヴェネツィアの捕虜にされた場合は、被害者の関係者が仲介人を通してヴェネツィア側と直接交渉し、身代金の支払いと引き換えに被害者を取り戻した。その際にシャリーア法廷は、当事者やその関係者から仲介人に対する代金の支払いなど、個人間の手続きを証明する場として機能した。

本論文が対象とした 17 世紀という時代は、オスマン朝－ヴェネツィア間の海上秩序において連続と変化が交錯する過渡期であった。先に述べたように、両国間の「海賊」をめぐる原則は、16 世紀前半以来一貫しており、それは時代や王朝を超えた普遍的なイスラーム法全体の文脈に位置づけられるものである。17 世紀を通して国内外の状況から実際の「海賊」取り締まりには少しずつ変化が見られるようになっていたが、あくまでの「海賊」に関する原則の延長線上に存在するものであり、海上秩序の伝統的な大枠は維持されていた。

その中で、17 世紀から 18 世紀に入る世紀の変わり目は、オスマン朝を中心とする海上秩序の転機であった。オスマン朝－ヨーロッパ関係が大きく変化することになった 1699 年のカルロヴィッツ条約を契機に、アフドナーメの中には新たにヨーロッパの海上規範の影響が見られる規定が登場するなど、オスマン朝－ヴェネツィア間の海上秩序は新たな局面へと移行した。実際の「海賊」対応は依然として従来原則に従っていたものの、カルロヴィッツ条約以降登場した新規定を参照したように、形式的にはヨーロッパ的な法規範を取り入れ始めていたのである。ここに、オスマン朝を中心とする伝統的な海上秩序の「ヨーロッパ化」の端緒を見出すことができる。